

NPO、民間団体等への補助金(助成金)、派遣制度、支援制度等について

| 補助金等名称 | 交付・支援団体等 | 対象団体および事業等 | 内容・補助率等 | 補助内容 | 問合せ先 |
|-----------------------|----------|--|---|---|--|
| 福島県NPO活動等支援センター事業費補助金 | 福島県 | ○市町村が行うNPO活動等支援センターの設置、運営事業 | 補助対象経費(当該事業に係る収入額控除)の1/2相当額 1町村1事業、5,000千円上限 | 1. 施設の開設にかかる経費 2. スタートアップのための事業費等 ①NPO活動等のコーディネーター設置に関する経費 ②NPO活動等の情報収集、提供に関する経費 ③人材育成のための研修等に関する経費 ④NPO活動等の普及啓発に関する経費 ⑤その他施設の管理経費 | 福島県 福島県生活環境部 県民文化グループ TEL 024-521-7179 |
| | | ○民間団体が行うNPO活動等支援センターの設置、運営に対する市町村の支援事業 | 補助対象経費(当該事業に係る収入額控除)の1/2相当額 さらに、1/4相当額の町負担可 1町村1事業、5,000千円上限 | 同 上 | |
| 公益信託うつくしま基金 | 東邦銀行 | ○公益的活動を行う団体、グループ及び個人、NPO法人 ○福島県民によって主体的に行われる公益的活動が対象(営利目的の活動や政治的・宗教的な活動を除く) | スタートアップ支援コース 上限10万円(10/10) 発展事業支援コース 上限100万円(8/10) 自治体との協働コース 上限1,000万円(10/10) | (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境の保全を図る活動 (6) 災害救援活動 (7) 地域安全活動 (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (9) 国際協力の活動 (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (11) 子どもの健全育成を図る活動 (12) 情報化社会の発展を図る活動 (13) 科学技術の振興を図る活動 (14) 起業環境の整備又は新たな産業の創造を支援する活動 (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (16) 消費者の保護を図る活動 (17) 前各号に掲げる活動を行う団体、グループ及び個人の活動に関する連絡、助言又は援助の活動 | うつくしまNPOネットワーク TEL 024-525-8552 FAX 024-525-8553 |

| | | | | | |
|----------------|-------------|-----------------------------|--|--|--|
| コミュニティ助成事業 | (財)自治総合センター | 地区団体(区長会等) | 100千円～2,500千円 定額 | <p>【一般コミュニティ助成事業】 国の補助金を受けないもので、コミュニティ組織又は市町村が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に対して、1件100万円から250万円の範囲内で助成</p> <p>【緑化推進コミュニティ助成事業】 国の補助金を受けないもので、コミュニティ組織又は市町村が行う緑化推進のためのコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に対して、1件50万円から200万円の範囲内で助成</p> <p>【自主防災組織育成助成事業】 国の補助金を受けないもので、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した自主防災組織及び婦人防火クラブが行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に対して、1件30万円から200万円の範囲内で助成(設立年月や助成実績の有無により、助成限度額が異なる。)</p> <p>【青少年健全育成助成事業】 国の補助金を受けないもので、コミュニティ組織又は市町村(一部事業は都道府県も含む)が行う青少年健全育成のための、主として小・中学生が参加するソフト事業に対して、1件30万円から100万円の範囲内で助成</p> | 石川町総務課 TEL26-2111 |
| 福島県地域づくり総合支援事業 | 福島県 | 地域づくり団体 民間団体 | 補助対象事業費の2/3以内 上限500万円 (ソフト 下限50万円) (ハード 下限100万円) ※3年間継続を基本 | ソフト事業 広域的な波及効果の大きい人材育成、地域間交流、広報・PR、地域課題に対応した調査研究等の活動事業 ハード事業 生活環境の整備及び地域産業、観光、文化、スポーツ・レクリエーション等の振興に必要な施設及び設備の整備事業 | 福島県県中地方振興局企画 商工部地域づくり・商工労政グループ TEL024-935-1292 |
| 新進芸術家海外留学制度 | 文化庁 | 芸術家等(18歳以上) 芸術家(15から18歳) | 1～3年の海外研修 1年以内の海外研修 | 芸術・文化各分野の芸術家、学芸員等を海外に派遣し、その専門とする分野について研修する機会を設ける | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 新進芸術家国内研修制度 | 文化庁 | 芸術家等(18歳以上) 芸術家(15から18歳) | 10ヶ月～1年10ヶ月 10ヶ月 | 芸術・文化各分野の芸術家等が国内においてその専門とする分野について自由な発想と幅広い視野にたつて研修する機会を設ける。月額151,000円を支給 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 学校への芸術家等派遣事業 | 文化庁 | 小・中・高等学校等 | 後援謝金、指導謝金及び派遣旅費を文化庁が負担 | 優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者を学校への文化大使として学校等に派遣。年2回募集 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 文化芸術による創造のまち | 文化庁 | 地域の芸術文化団体及び都道府県、市町村 | 企画等会議費、指導者専門家謝金、同旅費、練習場使用料文化庁負担 | 地域における文化芸術の創造等を目的とし、地域での文化活動をする人材の育成や地域の芸術団体等を支援 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |

| | | | | | |
|------------------------|-------------------|--|----------------------------|---|------------------------|
| (財)日本原子力文化振興財団 講師派遣事業 | (財)日本原子力文化振興財団 | 小・中・高等学校、生涯学習教室、家庭、町内会、病院、公民館等 | 講師派遣に要する経費は無料 | エネルギー、原子力、環境問題等に関する理解を目的として勉強会、講演会、研修会、生涯学習会において講師を派遣する | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 子どもの映画鑑賞普及事業 | 文化庁 | 小・中学生及び教職員 | 作品借料、上映費用及び作品輸送費を文化庁が負担 | 映画館等における鑑賞機会を提供し、子どもたちに映画に対する興味をもたせ、わが国の映画芸術の振興に資することを目的とする。学校体育館以外での上映 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 音楽教育振興財団助成事業 | (財)音楽教育振興財団 | 音楽教育の発展に役立つ諸活動に実績のある個人又は団体 | 50万円 (25万円を2年間) | 市町村教育委員会等の推薦のもと選考 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| (財)UFJ信託文化財団助成事業 | (財)UFJ信託文化財団 | 音楽部門、演劇部門、伝統芸能部門ともアマチュアの団体であること | H16実績49団体に 20百万円 | 募集開始9月、締切り12月末 公演、美術展開催対象 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 本物の舞台芸術体験事業 | 文化庁 | 小・中・高等学校 | 学校の施設使用に係る経費(光熱費等)は地元主催者負担 | 総合的な学習の時間等を利用して、学校において、オーケストラ、オペラなど本物の舞台芸術に触れる機会を設ける。 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 芸術文化振興基金助成金 | 独立行政法人日本芸術文化振興会 | 文化会館公演活動団体、美術館等展示活動団体、アマチュア等の文化団体、歴史的集落、町並み保存活用活動、民族文化財の保存活用活動、伝統工芸技術、文化財保存技術の保存伝承活動 | 助成対象経費の1/2以内 | 各都道府県に要望書を提出 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 福島県文化振興基金助成事業 | (財)福島県文化振興基金 | 福島県内に住所又は活動の本拠を有する故人又は団体 | 助成対象経費の1/3又は1/2以内 | 年2回募集 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 日本万国博覧会記念基金事業 | 独立行政法人日本万国博覧会記念機構 | 財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人 | 50万円の定額補助 | 日本の伝統文化の伝承及び振興活動、学術及び地域文化に関する活動 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| うつくしま夢パレット事業(平成17年度から) | 福島県知事 | 市町村又は青少年育成市町村民会議がNPO法人等と協働で実施する事業 | 定額(30万円上限) | 小・中学生が自ら地域への夢や思いを、地域の青少年、住民、企業、学校等の支援を受けながら実現する青少年活動 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 大人への応援講座 | 県青少年育成県民会議 | 地域・団体及び県内在所の事業所 | 講師の派遣(無料) | 概ね30人以上の参加が見込まれる地域や団体、事業所等で開設する講座(研修会を含む:講師一覧より選考) | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |

| | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------|---|------------------------------|---|--|
| 子どもゆめ基金 | 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター | 民法法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間の団体 | 標準額として市区町村規模の活動で50万円 | 原則小学生から概ね18歳以下の子どもを対象とする体験活動(自然体験、社会奉仕体験、職場体験、科学体験、交流体験)、子どもの体験活動の支援活動(指導者養成、フォーラムの開催など)特色ある新たな取組や体験活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に、募集範囲を当該団体の枠を超えて行う活動に対しての助成 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| ニッセイ財団“広がれ、元気っこ活動”「児童・少年の健全育成助成」 | ニッセイ財団(財団法人日本生命財団助成事業部) | “元気っこ”や“地域の子育て活動”を地域活動の一環として定期的・日常的に継続して取り組んでいる民間の団体・グループ | 原則として30万円以上50万円以内 | その活動になくてはならない直接活用物品で、子どもたちが待ち望み、子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品で、購入額の最低でも6割以上、できればほぼ全額とする。 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 会津大学「教員派遣公開講座」 | 福島県 | 県民一般 | 講演の際の講師派遣 | 各団体や組織が県内で開催する講座や研修等 | 石川町教育委員会 TEL26-9137 |
| 環境保全促進事業 | (財)自治総合センター | 県、市町村、地区住民のコミュニティ組織 | 補助対象事業経費の範囲内 1件あたり100万円以内 | 地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者要請研修会等の事業 | 石川町企画調整課 TEL26-9111 |
| 環境アドバイザー等派遣事業 | 福島県 | 県民一般 | 環境アドバイザーの謝礼金、旅費の県負担 | 環境問題について関心のある一般県民、市町村、公民館又は各種団体が行う講習会や学習会等において環境問題を取り上げる際に、環境アドバイザーもしくは県の環境保全業務担当の職員を派遣する。 | 県中地方振興局県民環境部環境グループ TEL:024(935)1503 |
| 地域興しマイスター派遣等指導事業 | 福島県 | 地域活性化組織等 | 地域興しマイスターの謝金負担 | ①経営②加工③流通④工芸⑤文化⑥景観⑦交流等における地域興しマイスターの派遣指導及び優良事例等の情報収集・提供等 | 県中農林事務所農業振興部振興グループ TEL024-935-1308 |
| まちの小さな森づくり支援事業 | 福島県 | 事業の目的に賛同し自ら事業に参加する地域住民等の団体等 | 事業に使用する苗木、ベンチ等の提供 | 苗木等を植樹し、ベンチ等を設置して「小さな森」による「癒しの空間」を創り出し、それを育み、次の世代へ引き継ぐ事業 | 県中建設事務所企画調査グループ TEL024-935-1449 |
| 地域づくり団体活動支援事業(講師等派遣事業) | 地域活性化センター | 地域づくり団体連絡協議会登録団体 | 講師謝金10万円上限 旅費10万円上限 | 地域づくり団体及び都道府県協議会が行う研修会等の講師招聘に係る謝金・旅費を助成 | 地域活性化センター 研修交流課 TEL:03-5202-6134 |
| 地域づくり団体活動支援事業(地域づくり活動支援事業) | 地域活性化センター | 地域づくり団体連絡協議会登録団体 | 講師謝金10万円上限 旅費10万円上限 | 地域づくり団体全国協議会の助成事業。地域づくり団体が行う地域づくり誌及びホームページの新規作成またはレベルアップや団体運営についてのアドバイザー招聘に係る謝金・旅費を助成 | |

| | | | | | |
|-----------------|--------------|--|---|--|---|
| SSFスポーツエイド | 笹川スポーツ財団 | 団体としての取り決めや経理処理ができる任意のスポーツ団体 | 補助率50%(一部80%)以内で、50万円から最高200万円 | 青少年のスポーツ参加を積極的に進める事業、指導者を積極的に養成する事業、特に小中学生を対象に行うプログラム事業・スポーツキャンプ事業など | 笹川スポーツ財団 業務部 スポーツエイドチーム Tel: 03-3580-5854 |
| 文化・スポーツに関する助成事業 | 財団法人東邦銀行文化財団 | <p>文化活動 県内文化団体で、地域における文化の向上発展に寄与すると認められるアマチュアを中心とした団体</p> <p>スポーツ活動 県内スポーツ団体で、地域におけるスポーツ水準の向上発展に寄与すると認められる、アマチュアを中心とした団体</p> | <p>助成対象経費と助成金額 (1) 助成対象経費〔申請する活動に要する直接経費〕 a.会場使用料 b.衣装等諸用具の賃借料 c.会場製作費 d.審査員(審判員)・講師等謝金 e.諸資料記録等作成費 f.印刷製本費 g.通信運搬費 h.その他</p> <p>※団体運営や通常活動に係る経費(舞台衣装の作成、用具等の購入等)は対象となりません。また、申請する活動に係る経費でも事務局費・会議時飲食代・打ち上げ代など(団体が自ら負担すべき経費)は対象となりません。 助成金額〔1団体あたり〕 助成対象経費(上記(1))から、他団体からの助成金・補助金を差引いた金額の1/2を限度として、10万円あるいは20万円のいずれかの金額。</p> <p>※前年度に引き続き助成を受ける団体には減額する場合があります。 ※文化・スポーツとも子供の活動の助成は一律10万円となります。</p> | <p>文化活動 県内文化団体で、地域における文化の向上発展に寄与すると認められるアマチュアを中心とした団体の公演活動および成果発表事業</p> <p>a. 一般県民や地域住民に鑑賞機会を提供する文化活動の企画の実施 b. 地域に根ざした伝統文化(民族芸能)の保存と育成活動 c. 子供たち(児童・生徒)の健全育成を図るための活動 ※ 特定団体の宣伝、営利を目的とするものでないこと。</p> <p>スポーツ活動 県内スポーツ団体で、地域におけるスポーツ水準の向上発展に寄与すると認められる、アマチュアを中心とした団体の各種競技会および講習会の企画の実施</p> <p>a. 一般県民、地域住民に広く参加機会を与える活動 b. 地域住民の交流と健康増進を目的としたスポーツ活動 c. 子供たち(児童・生徒)の健全育成を図るための活動 ※ 特定団体の宣伝、営利を目的とするものでないこと。</p> | 財団法人東邦銀行文化財団 事務局 TEL 024(523)5882 (ダイヤルイン) |

| | | | | | |
|-------------------|------|---|---|---|---|
| 文化、教育、社会福祉等に関する事業 | 日本財団 | 財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体(任意団体)などが行う非営利活動・公益事業。分野・テーマは問いません。(国庫又は他の公営競技や宝くじの補助を受ける事業、趣旨や活動が政治、宗教、思想、営利などの目的に著しく偏る団体、事業は対象外とします。) | NPO法人 補助率90%以内 上限金額100万円 ボランティア団体 補助率90%以内 上限金額100万円 | <p>大量消費、使い捨ての時代が長く続いた結果、「もの」を大切にしようとする文化が損なわれてきました。地域の古き良き文化も崩壊しつつあります。さらに人間の命や尊厳が軽んじられる風潮も社会の随所に見られます。そこで「もったいない」をカタチにすることを基本理念として、次のテーマを重点に事業を行います。</p> <p>(1)改修による福祉拠点の充実 ア. 空き店舗や民家等の再活用による新規福祉拠点の整備 イ. 既存福祉施設のリフォーム</p> <p>(2)犯罪被害者、自殺者の遺族に対する支援</p> <p>(3)ホスピス充実のための活動 ア. ホスピスナース・ドクターの養成 イ. ホスピス活動の啓発・教育 ウ. 在宅ホスピス活動への支援</p> <p>(4)子どもの健全育成 ア. 「親学プログラム」の推進 イ. 親子による体験活動推進のための指導者の育成 ウ. 虐待や親の失踪により保護や養育が必要な子どもへの支援</p> <p>(5)郷土の文化的資源や生活の知恵を活用した地域づくり</p> <p>(6)森林・竹林整備や里地・里山の保全</p> <p>(7)ハンセン病制圧活動の推進</p> <p>(8)生涯スポーツの充実</p> <p>(9)伝統文化・芸術を次世代へ継承する取り組み</p> | 日本財団 コールセンター 電話番号: 03-6229-5111(9:00～18:00 土日・祭日を除きます) |
| 改修による福祉拠点の整備事業 | 日本財団 | 財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体(任意団体)などが行う非営利活動・公益事業。分野・テーマは問いません。(国庫又は他の公営競技や宝くじの補助を受ける事業、趣旨や活動が政治、宗教、思想、営利などの目的に著しく偏る団体、事業は対象外とします。) | NPO法人 補助率90%以内 上限金額500万円 ボランティア団体 補助率90%以内 上限金額100万円 | <p>(1)既存建物の改修による新規拠点の整備</p> <p>(2)既存福祉施設の一部改修による 新規福祉サービス拠点の整備</p> <p>(3)既存福祉施設の改装</p> <p>(4)障害者就労支援に係る機器の整備</p> | 日本財団 コールセンター 電話番号: 03-6229-5111(9:00～18:00 土日・祭日を除きます) |
| 郷土学事業 | 日本財団 | NPO法人及びボランティア団体 | NPO法人 補助率90%以内 上限金額50万円 ボランティア団体 補助率90%以内 上限金額50万円 | 郷土学を行うための経費 人件費(アルバイト)、諸謝金、旅費交通費、業務委託費、什器備品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広告宣伝費、雑費 | 日本財団 コールセンター 電話番号: 03-6229-5111(9:00～18:00 土日・祭日を除きます) |

| | | | | | |
|------------------|----------------------|--|---|---|---|
| <p>民報厚生文化奨励金</p> | <p>財団法人民報厚生文化事業団</p> | <p>【障害者福祉事業】 ・自らが自立を目指す障害者のグループ ・障害者の自立を支援する福祉グループ ・障害者の活動を支援する福祉グループ ・障害者のための音楽療法などを研究、実践するグループ ・その他障害者福祉に関わる事業、活動を展開するグループ</p> <p>【老人福祉事業】 ・ひとり暮らしの老人らを支援するグループ ・老人福祉施設で支援活動を展開するグループ ・その他、老人福祉に係わる事業、活動を展開するグループ</p> <p>【児童福祉事業】 ・子育てを支援するグループ ・心の病を持つ青少年を支援するグループ ・児童福祉施設などへのボランティア活動を行うグループ ・その他、一般社会福祉、ボランティアに係わる活動を展開するグループ</p> | <p>1団体につき20万円まで。ただし、助成は原則3か年を限度とする。</p> | <p>・障害者や高齢者、青少年に対する福祉事業、地域文化活動などを展開するグループが、県内の福祉、文化の向上、地域の発展、住みやすい地域づくりを行うため、奨励金の交付を行う。</p> | <p>財団法人民報厚生文化事業団 TEL024-531-4191</p> |
| | | <p>【一般社会福祉事業】 ・地域の防犯活動や清掃活動など奉仕活動を展開するグループ ・その他、一般社会福祉、ボランティアに係わる活動を展開するグループ</p> | | | |

| | | | | | |
|------------------|----------------------|---|---|---|---|
| <p>民報厚生文化奨励金</p> | <p>財団法人民報厚生文化事業団</p> | <p>【文化部門】 ①地域の伝統文化、文化財、食文化などを守り伝えるグループ ②音楽、芸術・演劇活動、国際交流などを通し地域文化の向上を目指すグループ ③地域の自然保護のための活動、研究するグループ ④その他地域文化活動と認められる活動を展開するグループ</p> | <p>1団体につき20万円まで。ただし、助成は原則3カ年を限度とする。</p> | <p>・障害者や高齢者、青少年に対する福祉事業、地域文化活動などを展開するグループが、県内の福祉、文化の向上、地域の発展、住みやすい地域づくりを行うため、奨励金の交付を行う。</p> | <p>財団法人民報厚生文化事業団 TEL024-531-4191</p> |
|------------------|----------------------|---|---|---|---|